

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「～第10条」を「第10条」に、「～第28条の2」を「第28条の2」に、「第7章 雑則（第29条）」を「第7章 削除」に、「～第33条」を「第33条」に改める。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出しを「（協議会の委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第12条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第12条の3各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金（工において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第 15 条第 1 項第 1 号中「100 分の 50」を「100 分の 43.64」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 39.45」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 15」を「100 分の 16.91」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第 15 条の 5 中「54 万円」を「58 万円」に改める。

第 15 条の 5 の 2 各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を

受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の5の5第1項第1号中「100分の50」を「100分の44.65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の38.74」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「100分の15」を「100分の16.61」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第15条の6各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の9第1項第1号中「100分の50」を「100分の46.44」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の53.56」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第20条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条

第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第28条の2第2項中「届出は」を「届出に当たり、特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第29条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第7章 雑則（第29条）」を「第7章 削除」に改める部分に限る。）及び第7章の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提出理由）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第3号）等の施行に伴い、本市の国民健康保険料の賦課に関する基準に係る規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。